



## 年末調整相談会日程のご案内

### 通常日程

- ①日 程：令和4年12月16日（金）～令和5年1月20日（金）  
（土・日・祝日を除く）  
【令和4年12月29日（木）～令和5年1月4日（水）まで年末年始のため事務所を休業とさせていただきます。なお、**年内の相談受付は12月27日（火）までとさせていただきます。**】
- ②受付時間：午前9時00分～午前11時30分（会計ソフトの方は午前11時00分）  
午後1時00分～午後3時30分（会計ソフトの方は午後3時00分）
- ③会 場：川崎西青色申告会館

### 土曜日相談会日程（予約制） ※開催日前日までに予約がない場合は相談会を行いません。

- ①日 程：令和5年1月14日
- ②受付時間：午前9時00分～午前11時00分（相談時間は1時間ごと）
- ③会 場：川崎西青色申告会館

### 年末調整相談会にご持参いただくもの

- ① 令和3年分・令和4年分所得税の源泉徴収簿（1人別源泉徴収簿）
- ② 源泉納付書、令和4年前期分（1～6月分）の源泉納付書の控え
- ③ 給与支払報告書、総括表：市区町村より届いている方はご持参下さい。
- ④ 各種控除証明書（従業員、専従者分）
  - ・国民健康保険は支払額の集計をお願いいたします。
  - ・社会保険料控除証明書：国民年金・国民年金基金（11月上旬に届きます）
  - ※ 国民年金保険料を2年前納し、各年分の保険料に相当する額を控除する方法を選択した（する）方は、該当年分の控除証明書をご持参下さい。
  - ・生命保険、個人年金、介護医療保険、地震保険、小規模企業共済掛金等の控除証明書等
- ⑤ **マイナンバー管理表など、事業主や従業員等のマイナンバーを記載したもの**



### ★ 納期限にご注意！

従業員・専従者へ給与の支払いをされている事業主の方は、その年の最後の給与の支払いの際に、1年間に支払った給与総額の所得税及び復興特別所得税を確定させる必要があります。これを**年末調整**といいます。過納額・不足額を精算しましたら、その内容を納付書に記載し、徴収税額がある場合は、**令和5年1月10日（火）**【納期の特例の承認を受けている方は**1月20日（金）**】までに、納付書を添えて最寄りの金融機関、所轄税務署で納付をします。納付する税額がない場合は、納期限までに報告（納付額0円として納付書を記入、提出）します。**納付税額がない方の納付書の預かりは、川崎西税務署分は1月20日（金）午前受付分、川崎北税務署分は1月19日（木）午前受付分までとし、その他の税務署分は各自でご提出いただくこととなります。**

### 年末調整相談会期間中のお願い！

- ① 年末調整と合わせて会計ソフトによる記帳相談を受けられる方は、**予約制（60分以内）**となります。なお、相談者が例年多いたためご希望の日程に添えられないことがあります。  
**記帳相談は12月9日（金）まで開催しております「決算準備相談会」でお済ませください！**
- ② 従業員が多い方は計算処理等に時間がかかりますので、早めの時間にご来所ください。
- ③ **必ずこの相談会期間中に年末調整をお済ませ下さい！**  
**令和5年1月23日（月）より行われる確定申告相談会において、年末調整処理は行いませんのでご了承下さい。**

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、相談にお越しの際には、次の点にご協力をお願いいたします。また、今後の新型コロナウイルス感染状況や行政の方針などにより、相談業務等に変更が生じる場合がありますことをご了承ください。

- ・ 相談会場は定期的に換気を行いますのでご協力をお願いいたします。
- ・ 筆記用具（ボールペン等）はご持参ください。
- ・ 来所時の①マスクの着用 ②消毒 ③検温 にご協力をお願いいたします。
- ・ 発熱があるなど体調が優れない場合は、ご来所をお控えください。

### 消費税について以下のご確認をお願いいたします！

- 令和4年分（課税期間）において消費税の確定申告が必要な個人事業者は、下表①～③のいずれかの条件にあてはまる方となります。申告忘れのないようご注意ください！

①	令和2年分（基準期間）において課税売上高が1,000万円を超えている。
②	令和3年1月1日から令和3年6月30日（特定期間）の課税売上高が1,000万円を超えている。（注）課税売上高に代えて、特定期間の給与等支払額により判定することもできます。
③	消費税課税事業者 <b>選択</b> 届出書を提出している。

- 令和5年分（課税期間）において新たに課税事業者となられる方は、令和3年分（基準期間）、令和4年1月1日～令和4年6月30日（特定期間）の課税売上高が1,000万円を超えている方となります。



以下の書類の提出が必要となります

提出書類名	提出時期など
消費税課税事業者届出書（基準期間用）	速やかにご提出ください。
消費税課税事業者届出書（特定期間用）	速やかにご提出ください。



消費税の計算方法には、**一般課税（原則）**と**簡易課税（選択）**があります。納付税額に差が生じるため、簡易課税を選択した方が有利か不利かを判断する必要があります。**申告会にお越しになり、必ず納付税額のシミュレーションをしてください！**



令和5年分で簡易課税を**選択する場合は、令和4年12月31日までに、「消費税簡易課税制度選択届出書」**の提出が必要となります。

※ 簡易課税制度の選択には、多くの注意点があります。お早めに申告会へご相談ください。

※ 既に課税事業者の方も、毎年計算方法の見直しをするようにしてください。「計算方法の見直し・確認」の相談は、必ず年内中にお済ませください。

※ インボイス制度についての質問や登録申請をしたい方は、**年内中**にお済ませください。所得税・消費税申告相談期間中は、インボイス制度のご相談等はできかねますのでご了承ください！

駐車場を用意しておりませんので、お車でのご来場はご遠慮下さい。

ご不明な点がございましたら、青色申告会事務局までご連絡下さい。TEL 044-911-4616

その他当会の情報はホームページ <http://www.shokonet.or.jp/aairo/kawasakinisi/> をご覧ください。

